

健康保険証の新規発行終了について

現行の健康保険証について、本年12月2日から新規発行が終了し、マイナンバーカードの健康保険証利用を基本とする仕組みに移行されることとなります。お手元にある有効な保険証は、令和7年12月1日まで使用は可能ですが、以降は使用できなくなります。

よって、マイナンバーカードの申請および健康保険証としての紐付け、そして実際の保険証利用等、今から準備していただくとお願いいたします。

記

1. マイナンバーカードの申請(お持ちでない方)
 - ・市町村から通知カードと一緒に送られてきた交付申請書(なければ再発行可)で申請して下さい。
 - ・申請は、市町村の窓口以外にオンライン(パソコン・スマホ)、郵便、証明用写真機から可能です。
 - ・約1ヶ月後、市町村から交付通知書が届き、マイナンバーカードが受け取れます。
2. マイナンバーカードを健康保険証(マイナ保険証)として登録
 - ・市町村の窓口、医療機関・薬局の窓口(カードリーダー)、マイナポータル、セブン銀行ATMから登録できます。
3. マイナ保険証の利用
 - ・一部の例外を除いて、全ての医療機関・薬局でマイナ保険証を利用できるよう義務化されています。
 - ・利用のメリットとしては、医療費の節約、情報共有化による適切な医療の受診、限度額適用認定証がなくても高額医療の支払いが軽減されることなどが挙げられます。
※特に、これから限度額適用認定証を必要とされる方は、マイナ保険証での利用をお願いします。
4. 「資格情報のおしらせ」の送付
 - ・本年10月末頃に、健保組合で登録している資格情報をお知らせし、登録内容に誤りがないか確認していただくことを予定しています。
 - ・これはオンラインでの資格確認の正確性を担保し、より安心してマイナンバーカードを保険証として利用いただくことを目的としています。
5. 「資格確認書」について
 - ・本年12月2日以降、やむを得ない理由でマイナンバーカードを保険証として利用することが困難で、かつ有効な保険証をお持ちでない場合、「資格確認書」を発行させていただくこととなります。
 - ・「資格確認書」の詳細については、あらためて連絡させていただく予定です。

【ご参考】 当健保組合の状況 令和6年6月末現在
マイナ保険証登録数 3,787人(加入者数5,031人) 紐付け率 75.27%
マイナ保険証利用率 9.08%

以上

紀陽銀行健康保険組合
本店内線 80-200-2644~2648
ダイヤルイン 073-426-7138